

平成 2 9 年 6 月 定例月議会議案一覧

議案番号	件 名
報告 3	平成 2 8 年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
報告 4	平成 2 8 年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告 5	平成 2 8 年度豊明市土地開発公社決算並びに平成 2 9 年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
報告 6	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
議案 4 2	豊明市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
議案 4 3	農業委員会の委員の任命について
議案 4 4	農業委員会の委員の任命について
議案 4 5	農業委員会の委員の任命について
議案 4 6	農業委員会の委員の任命について
議案 4 7	農業委員会の委員の任命について
議案 4 8	農業委員会の委員の任命について
議案 4 9	農業委員会の委員の任命について
議案 5 0	農業委員会の委員の任命について
議案 5 1	農業委員会の委員の任命について
議案 5 2	農業委員会の委員の任命について
議案 5 3	農業委員会の委員の任命について
議案 5 4	平成 2 9 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 号）について
議案 5 5	豊明市コミュニティ・スクール推進委員会設置条例の制定について
議案 5 6	豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案 5 7	豊明市税条例の一部改正について

議案 5 8	豊明市都市計画税条例の一部改正について
議案 5 9	豊明市保育所保育の実施条例の一部改正について
議案 6 0	豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
議案 6 1	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案 6 2	平成 2 9 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）について

報告第 3 号

平成 2 8 年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
継続費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により議会に報告する。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成28年度豊明市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
8 土木費	4 都市 計画費	桜ヶ丘沓掛 線改良事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			1,170,000,000	480,000,000	150,000,000	630,000,000	307,000,000	323,000,000	323,000,000	323,000,000	0	0	0
合 計			1,170,000,000	480,000,000	150,000,000	630,000,000	307,000,000	323,000,000	323,000,000	323,000,000	0	0	0

報告第 4 号

平成 28 年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 29 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成28年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	広報事務事業	8,000,000	8,000,000	0	0	0	8,000,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録電算処理事業	6,263,000	6,263,000	0	6,263,000	0	0
8 土木費	2 道路橋梁費	道路管理事業	22,102,000	20,771,000	0	0	0	20,771,000
8 土木費	4 都市計画費	桜ヶ丘沓掛線改良事業	25,000,000	25,000,000	0	0	0	25,000,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	221,900,000	221,900,000	0	62,940,000	140,700,000	18,260,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	113,400,000	113,400,000	0	34,800,000	78,600,000	0
合 計			396,665,000	395,334,000	0	104,003,000	219,300,000	72,031,000

報告第 5 号

平成 2 8 年度豊明市土地開発公社決算並びに平成 2 9 年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項について、別紙のとおり報告する。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成28年度

収 支 決 算 書

豊明市土地開発公社

平成29年5月11日 認定

事業報告書

1 総括事項

平成28年度の取得事業及び処分事業はありませんでした。

2 役員会に関する事項

(1) 理事会(平成28年5月10日)

議案第4号 平成27年度豊明市土地開発公社収支決算の認定について

議案第5号 剰余金の処分について

(2) 理事会(平成29年3月16日)

議案第1号 平成29年度豊明市土地開発公社事業計画について

議案第2号 平成29年度豊明市土地開発公社収支予算について

平成28年度 豊明市土地開発公社 決算状況報告書

収益的収入及び支出の部

平成29年3月31日

				予 定 額				(単位：円)	
								執 行 額	予定額との比較
款	区 項	分 目	節	当 初	補 正	流 用 額	計		
1. 事業収益				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業収益			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却収益		0		0	0	0	0
2. 事業外収益				130,000	0	0	130,000	20,152	109,848
	1. 受取利息			129,000	0	0	129,000	20,152	108,848
		1. 受取利息		129,000	0	0	129,000	20,152	108,848
	2. 雑収益			1,000	0	0	1,000	0	1,000
		1. 雑収益		1,000	0	0	1,000	0	1,000
収 入 合 計				130,000	0	0	130,000	20,152	109,848

				予 定 額				(単位：円)	
								執 行 額	予定額との比較
款	区 項	分 目	節	当 初	補 正	流 用 額	計		
1. 事業原価				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業原価			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却原価		0	0	0	0	0	0
2. 販売費及び一般管理費				125,000	0	0	125,000	92,063	32,937
	1. 販売費及び一般管理費			125,000	0	0	125,000	92,063	32,937
		1. 人件費		40,000	0	0	40,000	20,000	20,000
			1. 報酬	40,000	0	0	40,000	20,000	20,000
		2. 経費		85,000	0	0	85,000	72,063	12,937
			1. 旅費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			2. 交際費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			3. 需用費	10,000	0	0	10,000	1,063	8,937
			4. 役務費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			5. 負担金	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			6. 公租公課	71,000	0	0	71,000	71,000	0
3. 予備費				5,000	0	0	5,000	0	5,000
	1. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000
		1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000
支 出 合 計				130,000	0	0	130,000	92,063	37,937

資本的收入及び支出の部

収 入

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予定額との比較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的收入				192,000	0	0	192,000	0	192,000	66,058	125,942	
	1. 借入金			192,000	0	0	192,000	0	192,000	66,058	125,942	
		1. 借入金		192,000	0	0	192,000	0	192,000	66,058	125,942	
収 入 合 計				192,000	0	0	192,000	0	192,000	66,058	125,942	

支 出

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予定額との比較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的支出				192,000	0	0	192,000	0	192,000	66,058	125,942	
	1. 公有地取得事業費			192,000	0	0	192,000		192,000	66,058	125,942	
		1. 用地費		0	0	0	0		0	0	0	
		2. 補償費		0	0	0	0		0	0	0	
		3. 委託料		0	0	0	0		0	0	0	
		4. 工事費		0	0	0	0		0	0	0	
		5. 支払利息		192,000	0	0	192,000		192,000	66,058	125,942	
		6. 需用費		0	0	0	0		0	0	0	
			1. 消耗品費	0	0	0	0		0	0	0	
	2. 償還金			0	0	0	0		0	0	0	
		1. 借入償還金		0	0	0	0		0	0	0	
支 出 合 計				192,000	0	0	192,000	0	192,000	66,058	125,942	

資金執行計算書

(単位：円)

受 入 資 金	15,578,040
1 事業収益	0
2 事業外収益	20,152
3 長期借入金	66,058
4 前年度繰越金	15,491,830
支 払 資 金	158,121
1 販売費及び一般管理費	92,063
2 公有地取得事業費	66,058
3 償 還 金	0
4 前年度未払金	0
差 引	15,419,919

損益計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有用地売却収益	<u>0</u>	
事業収益合計		<u>0</u>
2 事業原価		
(1) 公有用地売却原価	<u>0</u>	
事業原価合計		<u>0</u>
事業総利益		<u>0</u>
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	<u>92,063</u>	
販売費及び一般管理費合計		<u>92,063</u>
事業損失		<u>92,063</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	<u>20,152</u>	
(2) 雑収益	<u>0</u>	
事業外収益合計		<u>20,152</u>
当年度純損失		<u><u>71,911</u></u>

財 産 目 録

資 産 の 部

平成29年3月31日

(単位：円)

区 分	明 細	金 額
預 金	普通預金及び定期預金	15,404,919
基 金	定 期 預 金	10,000,000
土 地	公 有 用 地	19,344,956
合 計		44,749,875

負 債 の 部

平成29年3月31日

(単位：円)

区 分	借 入 先 等	金 額
長期借入金	碧海信用金庫豊明支店	13,535,288
	西尾信用金庫豊明支店	5,794,668
合 計		19,329,956

事業原価計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	<u>0</u>
(2) 補償費	<u>0</u>
(3) 委託料	<u>0</u>
(4) 工事費	<u>0</u>
(5) 支払利息	<u>66,058</u>
(6) 需用費	<u>0</u>

当年度取得事業原価	<u>66,058</u>
前年度末未処分用地	<u>19,278,898</u>
当年度用地売却原価	<u>0</u>
当年度末未処分用地	<u>19,344,956</u>

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>15,404,919</u>	
(2) 公有用地	<u>19,344,956</u>	(※1)
流動資産合計		<u>34,749,875</u>
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資 産 合 計		<u>44,749,875</u>
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>19,329,956</u>	
固定負債合計		<u>19,329,956</u>
負 債 合 計		<u>19,329,956</u>
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		<u>10,000,000</u>
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>15,491,830</u>	
(2) 当期純損失	<u>71,911</u>	
準備金合計		<u>15,419,919</u>
資 本 合 計		<u>25,419,919</u>
負 債・資 本 合 計		<u>44,749,875</u>

※1 個別法による原価法に依っております。

キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	0
公有地取得事業支出	△ 66,058
人件費支出	△ 20,000
その他の業務支出	△ 72,063
小計	△ 158,121
利息の受取額	20,152
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 137,969

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	66,058
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	66,058

IV 現金及び現金同等物減少額	71,911
V 現金及び現金同等物期首残高	5,476,830
VI 現金及び現金同等物期末残高	5,404,919

剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位 円)

1 前年度繰越剰余金	<u>15,491,830</u>
2 当年度純損失	<u>71,911</u>

これを次のとおり処分するものとする。

翌年度繰越剰余金	<u>15,419,919</u>
----------	-------------------

平成 2 8 年 度 決 算 付 属 明 細 書

豊 明 市 土 地 開 発 公 社

平成28年度 公有用地明細表

(平成28年4月1日～平成29年3月31日) (単位: 円、m²)

事業名	費目	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	買収費	14,389,800	0	0	14,389,800	
	補償費	4,733,014	0	0	4,733,014	
	支払利息	141,084	66,058	0	207,142	
	事務費・その他	15,000	0	0	15,000	
	計	19,278,898	66,058	0	19,344,956	
	面積	174.00	0.00	0.00	174.00	
合 計	買収費	14,389,800	0	0	14,389,800	
	補償費	4,733,014	0	0	4,733,014	
	支払利息	141,084	66,058	0	207,142	
	事務費・その他	15,000	0	0	15,000	
	計	19,278,898	66,058	0	19,344,956	
	面積	174.00	0.00	0.00	174.00	

長期借入金明細表

(単位：円)

区 分	借入先	利率 %	借入年月日	借入方 法	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高 (うち1年内返済予定額)	備考
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	碧海信金	0.350	H26.01.22	手形	13,488,021	47,267	0	13,535,288	H25
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	西尾信金	0.325	H26.03.20	手形	5,775,877	18,791	0	5,794,668	H25
合 計					19,263,898	66,058	0	19,329,956	

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
合 計		0	

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
合 計		0	

資本金明細表

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 金	摘 要
基 本 財 産	豊 明 市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

平成 2 8 年度豊明市土地開発公社事業実績

取 得

事 業 名	所 在	面積(m ²)	地目	金 額(円)	事業報告 No.
都市計画道路用地		174.00		66,058	
大根若王子線用地	間米町鶴根地内	174.00	宅地	66,058	(1)
合 計					

処 分

事 業 名	所 在	面積(m ²)	地目	金額(円)	事業報告 No.
合 計		0.00		0	

決 算 審 査 意 見 書

平成28年度豊明市土地開発公社収支決算並びに関係書類について豊明市土地開発公社定款第24条の規定により審査したところ適正に処理されていることを認めます。

なお、用地の取得、処分については、今後も、土地取得の目的及び資金計画を十分勘案し、公社運営が健全かつ円滑に推進できるよう万全を期されたい。

平成29年4月18日

豊明市土地開発公社理事長 殿

豊明市土地開発公社

監事

石川 晃二

監事

堀井 浩二

平成 2 9 年度

事業計画及び収支予算書

豊明市土地開発公社

平成 2 9 年 3 月 1 1 日 議決

平成 2 9 年度豊明市土地開発公社事業計画

事 業 名	取 得 面 積	処 分 面 積
	m ² 0.00	m ² 0.00

平成29年度豊明市土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成29年度豊明市土地開発公社の収支予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の予定)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	事業収益	0
第1項	公有地取得事業収益	0
第2款	事業外収益	130
第1項	受取利息	129
第2項	雑収益	1
収入合計		130

支 出		(単位 千円)
第1款	事業原価	0
第1項	公有地取得事業原価	0
第2款	販売費及び一般管理費	125
第1項	販売費及び一般管理費	125
第3款	予備費	5
第1項	予備費	5
支出合計		130

(資本的収入及び支出の予定)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	資本的収入	106
第1項	借入金	106
	収入合計	106

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出		(単位 千円)
第1款	資本的支出	106
第1項	公有地取得事業費	106
第2項	償還金	0
	支出合計	106

(借入金)

第4条 資金の借入方法及び借入限度額並びに償還方法を次のとおり定める。

目 的	事業資金にあてるため
限 度 額	2,000,000千円以内
借 入 方 法	市中金融機関 手形借入
利 率	年利4.0%以内
償 還 方 法	土地売却代金を収納した都度償還するものとする。

I 平成29年度豊明市土地開発公社予算執行計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 事業収益				0
	1 公有地取得事業収益			0
		1 公有用地売却収益		0
2 事業外収益				130
	1 受取利息			129
		1 受取利息		129
	2 雑収益			1
		1 雑収益		1
収 入 合 計				130

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 事業原価				0
	1 公有地取得事業原価			0
		1 公有用地売却原価		0
2 販売費及び一般管理費				125
	1 販売費及び一般管理費			125
		1 人件費		40
			1 報酬	40
		2 経費		85
			1 旅費	1
			2 交際費	1
			3 需用費	10
			4 役務費	1
			5 負担金	1
			6 公租公課	71
3 予備費				5
	1 予備費			5
		1 予備費		5
支 出 合 計				130

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 資本的収入				106
	1 借入金			106
		1 借入金		106
収 入 合 計				106

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 資本的支出				106
	1 公有地取得事業費			106
		1 用地費		0
		2 補償費		0
		3 委託料		0
		4 工事費		0
		5 支払利息		106
		6 需用費		0
			1 消耗品費	0
	2 償還金			0
		1 借入償還金		0
支 出 合 計				106

Ⅱ 資 金 計 画 書

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予算額	増減 (△)
受入資金	15,564	15,642	78
(1) 事業収益	0	0	0
(2) 事業外収益	20	130	110
(3) 長期借入金	67	106	39
(4) 前年度繰越金	15,477	15,406	△ 71
支払資金	158	231	73
(1) 販売費及び一般管理費	91	125	34
(2) 公有地取得事業費	67	106	39
(3) 償還金	0	0	0
(4) 前年度未払金	0	0	0
差 引	15,406	15,411	5

Ⅲ 予 定 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 千円)

1 事業収益

(1) 公有用地売却収益

0

事業収益合計

0

2 事業原価

(1) 公有用地売却原価

0

事業原価合計

0

事業総利益

0

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

125

販売費及び一般管理費合計

125

事業損失

125

4 事業外収益

(1) 受取利息

129

(2) 雑収益

1

事業外収益合計

130

当年度純利益

5

Ⅳ 予 定 事 業 原 価 計 算 書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 千円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	0
(2) 補償費	0
(3) 委託料	0
(4) 工事費	0
(5) 支払利息	106
(6) 需用費	0

当年度取得事業原価	106
前年度末未処分用地	19,344
当年度用地売却原価	0
当年度末未処分用地	19,450

V 予 定 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1) 現金及び預金

15,411

(2) 公有用地

19,450

流動資産合計

34,861

2 固定資産

(1) 投資その他の資産

10,000

固定資産合計

10,000

資 産 合 計

44,861

負 債 の 部

1 固定負債

(1) 長期借入金

19,435

負 債 合 計

19,435

資 本 の 部

1 資本金

(1) 基本財産

10,000

資本金合計

10,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金

15,421

(2) 当期純利益

5

準備金合計

15,426

資 本 合 計

25,426

負 債 ・ 資 本 合 計

44,861

報告第 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 29 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 3 号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

平成 29 年 5 月 16 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金 38,000 円
- 2 原因 学校用務員による草刈中の物損事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 平成 29 年 4 月 27 日 午後 2 時 30 分頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市立沓掛中学校職員駐車場地内
 - (3) 事故の経過 職員駐車場の草を刈るため、学校用務員が草刈機を使用した際、石を跳ね上げてしまい、敷地内に停車していた教諭の車両の窓ガラスを割ったもの
 - (4) 相手方の損傷 車両の助手席窓ガラスを割る
 - (5) 過失割合 豊明市 100%、相手方 0%

議案第 4 2 号

豊明市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

豊明市農業委員会の委員の任命につき、委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等とするものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 2 3 号）第 2 条第 2 項を適用する場合は、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 3 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市阿野町	
氏 名	三 浦 三 省	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 4 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市前後町	
氏 名	堀 田 勝 司	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 5 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市栄町	
氏 名	青 木 規 久 範	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 6 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市沓掛町	
氏 名	五 味 範 俊	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 7 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市沓掛町	
氏 名	水 谷 文 和	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 8 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市新田町	
氏 名	山 田 修	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 9 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市間米町	
氏 名	安 江 真 理 子	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 0 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市栄町	
氏 名	野 村 寿 子	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 1 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市間米町	
氏 名	鈴 木 幹 枝	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 2 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市沓掛町	
氏 名	加 藤 延 保	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 3 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市阿野町	
氏 名	加 藤 誠	
生年月日		

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 4 号

平成 2 9 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 号）

議案第 5 4 号

平成 2 9 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度豊明市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9, 2 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 5 2 5, 2 2 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千円

[illegible]

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

17 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	500,000	49,227	549,227
計	517,611	49,227	566,838

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	49,227	財政調整基金繰入金 49,227 増

歳 出

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 塵芥処理費	150,456	49,227	199,683	13. 委託料	5,487
				15. 工事請負費	43,740
計	799,042	49,227	848,269		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 有機循環推進事業	49, 227				49, 227	土壌等分析調査委託料 5, 487 沓掛堆肥センター解体工 43, 740 事費
計	49, 227				49, 227	
	49, 227				49, 227	

議案第 5 5 号

豊明市コミュニティ・スクール推進委員会設置条例の制定について
豊明市コミュニティ・スクール推進委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、
附属機関の設置について定める必要があるからである。

豊明市コミュニティ・スクール推進委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会の設置及び運営について必要な事項を検討するため、豊明市立小中学校（以下「学校」という。）にコミュニティ・スクール推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(推進委員会を設置する学校)

第2条 推進委員会を設置する学校は、豊明市立三崎小学校とする。

(担任事務)

第3条 推進委員会の担任事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 文部科学省から委託されたコミュニティ・スクール導入等促進事業に関すること。
- (2) その他学校運営協議会の設置及び運営に係る検討に関すること。

(組織)

第4条 推進委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから豊明市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校支援室長
- (2) 豊明市立三崎小学校の校長
- (3) 豊明市立三崎小学校のPTAの代表
- (4) 豊明市立三崎小学校の地域の代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、推進委員会の議事を運営する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、豊明市立三崎小学校において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 6 号

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成４年豊明市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１０条第６号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 7 号

豊明市税条例の一部改正について
豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市税条例の一部を改正する条例

豊明市税条例（昭和４７年豊明市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第５７条の３の次に次の１条を加える。

（法第３４９条の３第２８項等の条例で定める割合）

第５７条の４ 法第３４９条の３第２８項に規定する市の条例で定める割合は、
２分の１とする。

２ 法第３４９条の３第２９項に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

３ 法第３４９条の３第３０項に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第５条第１項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第１０条の２第６項中「附則第１５条第３３項第１号イ」を「附則第１５条第３２項第１号イ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第３３項第１号ロ」を「附則第１５条第３２項第１号ロ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第３３項第２号イ」を「附則第１５条第３２項第２号イ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第３３項第２号ロ」を「附則第１５条第３２項第２号ロ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第３３項第２号ハ」を「附則第１５条第３２項第２号ハ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条中第１２項を削り、第１３項を第１４項とし、第１１項の次に次の２項を加える。

１２ 法附則第１５条第４４項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。

１３ 法附則第１５条第４５項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第10条の2第13項を同条第14項とし、同条第11項の次に2項を加える改正規定（同条第13項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 5 8 号

豊明市都市計画税条例の一部改正について

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和４７年豊明市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

附則中第１５項を第１７項とし、第１４項を第１６項とする。

附則第１３項中「第２８項、第３２項、第３７項、第４２項」を「第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１２項中「附則第２項及び第４項」を「附則第４項及び第６項」に、「附則第２項及び第５項」を「附則第４項及び第７項」に、「附則第３項、第５項及び第６項」を「附則第５項、第７項及び第８項」に、「附則第５項から第７項まで」を「附則第７項から第９項まで」に、「附則第７項」を「附則第９項」に、「附則第８項から第１０項まで」を「附則第１０項から第１２項まで」に、「附則第９項」を「附則第１１項」に改め、同項を附則第１４項とし、附則第７項から第１１項までを２項ずつ繰り下げる。

附則第６項中「附則第２項」を「附則第４項」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第５項中「附則第２項」を「附則第４項」に改め、同項を附則第７項とする。

附則第４項中「附則第２項」を「附則第４項」に改め、同項を附則第６項とし、附則中第３項を第５項とし、第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）

２ 法附則第１５条第４４項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。

（法附則第１５条第４５項の条例で定める割合）

３ 法附則第１５条第４５項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
ただし、附則第1項の次に2項を加える改正規定（附則第3項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 9 号

豊明市保育所保育の実施条例の一部改正について

豊明市保育所保育の実施条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市保育所保育の実施条例の一部を改正する条例

豊明市保育所保育の実施条例（昭和 6 2 年豊明市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 5 6 条第 3 項」を「第 5 6 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「平成 2 4 年法律第 6 5 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

別表中

「

各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分	
階層区分	定義

」

を

「

階層	支給認定保護者の区分
----	------------

」

に、「生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている世帯」を「保育のあった月において被保護者等又は里親」に、「市町村民税非課税世帯」を「市町村民税を課されない者」に、「A 階層を除き、世帯における市町村民税の所得割額」を「市町村民税所得割合算額」に、「その他の世帯」を「それ以外」に、

「

9, 5 0 0	8, 1 0 0
----------	----------

」

を

「

9, 0 0 0	7, 6 0 0
----------	----------

」

に、

「

8, 1 0 0	6, 7 0 0
----------	----------

」

を

「

6, 0 0 0	4, 6 0 0
----------	----------

」

に改め、同表備考第1項を次のように改める。

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。

(2) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付をいう。第6号において同じ。）を受けている者をいう。

(3) 里親 児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。

(4) 市町村民税を課されない者 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項第7号の規定による場合における当該支給認定保護者をいう。

(5) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(6) ひとり親家庭等の世帯 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び支援給付を必要とする状態にある者

イ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定めるもの

別表備考第2項中「市町村民税所得割額」を「市町村民税所得割合算額の算定における所得割額」に改め、「同一世帯に属して」を削り、同表備考第3項

を次のように改める。

- 3 A階層からD 8階層までに掲げる者のいずれにも該当しない支給認定保護者については、D 9階層に該当する者であると推定する。

別表備考第4項及び同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「徴収基準額表」を「この表」に、「100円未満は切り捨てる。」を「100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第7項から同表備考第9項までを削り、同表備考第4項の次に次の4項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、同一世帯に負担額算定基準子ども（政令第14条各号列記以外の部分に規定する負担額算定基準子ども及び市長が別に定める者をいう。）である小学校就学前子どもが2人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額（月額）の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額57, 700円未満の支給認定保護者に特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額（月額）の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

- 7 前3項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額77, 101円未満のひとり親家庭等の世帯の支給認定保護者に特定被監護者等が2人以上いる場合においては、当該特定被監護者等のうち第2子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

- 8 月途中入退所児童に係るその月の保育料は、次の日割り計算式により算出する。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（1） 月途中入所児童の場合 この表及び前各項の規定により算出された

額×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25

（2） 月途中退所児童の場合 この表及び前各項の規定により算出された額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市保育所保育の実施条例別表の規定は、平成29年度以降の入所分に係る保育料から適用し、平成28年度以前の入所分に係る保育料については、なお従前の例による。

（平成27年度及び平成28年度の入所分に係る保育料における読替え）

第3条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成27年度の入所分に係る保育料に関する豊明市保育所保育の実施条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年豊明市規則第62号）による改正前の豊明市保育所保育の実施条例施行規則（昭和62年豊明市規則第5号）別表第1の規定の適用については、同表備考第3項中「豊明市保育料徴収基準額表（以下「徴収基準額表」という。）における階層が、C階層からD9階層までに属する世帯で2人以上の児童が入所しているものの徴収額は、次表により算出された額を合算した額（100円未満は切り捨てる。）とする。」とあるのは、「同一世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条各号列記以外の部分に規定する負担額算定基準子どもをいう。）である小学校就学前子どもが2人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額（月額）の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。」とする。

2 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成28年度の入所分に係る保育料に関する豊明市保育所保育の実施条例施行規則の

一部を改正する規則（平成２８年豊明市規則第６７号）による改正前の豊明市保育所保育の実施条例施行規則別表第１の規定の適用については、同表備考第４項中「徴収基準額表における階層が、Ｃ階層からＤ９階層までに属する世帯で２人以上の児童が入所しているものの徴収額は、次表により算出された額を合算した額（１００円未満は切り捨てる。）とする。」とあるのは、
「同一世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第１４条各号列記以外の部分に規定する負担額算定基準子どもをいう。）である小学校就学前子どもが２人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち、第２子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額（月額）の欄に掲げる額に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第３子以降の児童に係る徴収額は０円とする。」とする。

議案第 6 0 号

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部改正について

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条
例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い必
要があるからである。

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年豊明市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

階層	支給認定保護者の区分		利用者負担額 (月額) 円
１	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者		０
２	市町村民税の所得割を課されない者又は養育里親等である支給認定保護者（第１階層に掲げる者を除く。）	ひとり親家庭等の世帯	０
		それ以外	３，０００
３	市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満である場合における支給認定保護者（第１階層及び第２階層に掲げる者を除く。）	ひとり親家庭等の世帯	３，０００
		それ以外	１４，１００
４	市町村民税所得割合算額が２１１，２０１円未満である場合における支給認定保護者（第１階層から第３階層までに掲げる者を除く。）		２０，５００
５	第１階層から第４階層までに掲げる者以外の支給認定保護者		２５，７００

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 被保護者等 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者及び支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第１項に規定する支

援給付をいう。第4号において同じ。)を受けている者をいう。

(2) 市町村民税の所得割を課されない者 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第1項第4号の規定による場合における当該支給認定保護者をいう。

(3) 養育里親等 政令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

(4) ひとり親家庭等の世帯 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び支援給付を必要とする状態にある者

イ 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第22条各号に定めるもの

(5) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

2 市町村民税所得割合算額の算定における所得割額は、支給認定子どもと生計を一にしている父母の合計額又はそれ以外の民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)に係る所得割額とする。

3 同一世帯に負担額算定基準子ども(政令第14条各号列記以外の部分に規定する負担額算定基準子ども及び市長が別に定める者をいう。)が2人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どものうち、第2子である支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表の利用者負担額(月額)の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項において同じ。)とし、第3子以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とする。

4 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額77,101円未満の支給認定保護者に特定被監護者等(政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち、第2子である支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表の利用者負担額(月額)の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額(第2階層の支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては0円)とし、第3子以

降の支給認定子どもに係る利用者負担額は 0 円とする。

5 前 2 項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額 77, 101 円未満のひとり親家庭等の世帯の支給認定保護者に特定被監護者等が 2 人以上いる場合においては、当該特定被監護者等のうち第 2 子以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は 0 円とする。

6 月途中利用開始又は利用終了の支給認定子どもに係るその月の利用者負担額は、次の日割り計算式により算出する。この場合において、算出された額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 月途中利用開始の支給認定子どもの場合 この表及び前各項の規定により算出された額×その月の月途中利用開始日からの開所日数（20 日を超える場合は 20 日）÷ 20

(2) 月途中利用終了の支給認定子どもの場合 この表及び前各項の規定により算出された額×その月の月途中利用終了日の前日までの開所日数（20 日を超える場合は 20 日）÷ 20

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例別表の規定は、平成 29 年度以降の利用分に係る利用者負担額から適用し、平成 28 年度以前の利用分に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和４７年豊明市条例第８４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第２号中「にあつては」を「には」に改め、同条第３項中「によって」を「により」に、「他の」を「他に」に、「４３３円」を「３３３円」に改め、「第２号」の次に「に該当する扶養親族については１人につき２６７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者がいない場合には、そのうち１人については３３３円）を、第３号」を加え、「第５号」を「第６号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第２号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「３６７円」を「３００円」に改め、同項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３） ２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
第５条第４項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例（以下次条及び第３条において「新条例」という。）の規定（第５条第３項中「４３３円」を「３３３円」に改める部分、第２号の次に加える改正規定中第１号に該当する者がいない場合に係る部分及び「３６７円」を「３００円」に改める部分を除く。）は、平成２９年４月１日から適用する。

（経過措置）

第２条 この条例による新条例第５条第３項の規定は、この条例の適用の日（第５条第３項中「４３３円」を「３３３円」に改める部分、第２号の次に加える改正規定中第１号に該当する者がいない場合に係る部分及び「３６７円」を「３００円」に改める部分にあつては施行の日。以下この条において「適用日等」という。）以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害

補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この条において「損害補償」という。）及び適用日等前に支給すべき事由の生じた適用日等以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この条において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日等前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日等前に支給すべき事由の生じた適用日等前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第 3 条 改正前の豊明市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）

第 5 条第 3 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9, 0 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 5 7 4, 2 9 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

単位：千円

[illegible]

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2, 556, 982	2, 123	2, 559, 105
	1 総務管理費	2, 086, 160	773	2, 086, 933
	7 交通安全対策費	30, 905	1, 350	32, 255
3 民生費		8, 536, 877	2, 440	8, 539, 317
	1 社会福祉費	3, 962, 599	1, 249	3, 963, 848
	2 児童福祉費	3, 754, 702	562	3, 755, 264
	3 生活保護費	790, 358	629	790, 987
4 衛生費		1, 493, 699	800	1, 494, 499
	2 清掃費	848, 269	800	849, 069
10 教育費		2, 369, 472	43, 705	2, 413, 177
	1 教育総務費	453, 498	22, 513	476, 011
	4 社会教育費	698, 245	20, 556	718, 801
	5 保健体育費	733, 195	636	733, 831
歳 出 合 計		19, 525, 227	49, 068	19, 574, 295

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6. 教育費国庫補助金	26,994	59	27,053
計	286,557	59	286,616

17 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	549,227	48,417	597,644
2. 教育施設建設及び整備基金繰入金	17,611	592	18,203
計	566,838	49,009	615,847

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 教育振興費補助金	59	コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金 59

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	48,417	財政調整基金繰入金 48,417 増
1. 教育施設建設及び整備基金繰入金	592	教育施設建設及び整備基金繰入金 592 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8. 企画費	87, 079	773	87, 852	1. 報酬	773
計	2, 086, 160	773	2, 086, 933		

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策 費	29, 865	1, 350	31, 215	11. 需用費	1, 350
				消耗品費	1, 350
計	30, 905	1, 350	32, 255		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 心身障害者福 祉費	1, 051, 885	1, 249	1, 053, 134	13. 委託料	1, 249
計	3, 962, 599	1, 249	3, 963, 848		

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 企画事務事業	773				773	企画業務773
計	773				773	
	773				773	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 交通安全対策事務事業	1,350				1,350	消耗品費 1,350 増
計	1,350				1,350	
	1,350				1,350	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 心身障害児者福祉推進事業	1,249				1,249	基幹相談支援センター事業委託料 1,249 増
計	1,249				1,249	
	1,249				1,249	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 保育園費	1,803,488	562	1,804,050	13. 委託料	562
計	3,754,702	562	3,755,264		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	30,336	629	30,965	18. 備品購入費	629
計	790,358	629	790,987		

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 塵芥処理費	199,683	800	200,483	19. 負担金、補助及 び交付金	800
計	848,269	800	849,069		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 保育事業	562				562	電算関係委託料 562 増
計	562				562	
	562				562	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	629				629	備品購入費 629
計	629				629	
	629				629	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 有機循環推進事業	800				800	生ごみ堆肥化促進容器等 800 増 購入費補助金
計	800				800	
	800				800	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	368,730	22,513	391,243	1. 報酬	753
				11. 需用費	217
				消耗品費	121
				食糧費	6
				光熱水費	90
				12. 役務費	68
				通信運搬費	48
				保険料	20
				13. 委託料	1,538
				14. 使用料及び賃借料	457
				15. 工事請負費	17,880
				18. 備品購入費	1,600
計	453,498	22,513	476,011		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 文化財保護費	28,992	1,111	30,103	15. 工事請負費	519
				17. 公有財産購入費	592
7. 文化会館費	447,702	19,445	467,147	1. 報酬	1,020

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	180	59			121	委員等報酬150 消耗品費21 食糧費6 通信運搬費3
3 教育相談事業	22,333				22,333	適応指導業務603 増 消耗品費100 増 光熱水費90 通信運搬費45 増 保険料20 工事設計委託料1,500 機械器具等保守点検委託料38 賃借料441 受信料16 営繕工事費17,880 増 図書及び器具購入費1,600 増
計	22,513	59			22,454	
	22,513	59			22,454	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化財保護事業	1, 111			592	519	大狭間湿地改修工事費 519 土地購入費 592 増
計	1, 111			592	519	
3 文化会館維持管理事業	19, 445				19, 445	施設管理業務等 1, 020 増 調査設計等委託料 810 増

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(文化会館費)				13. 委託料	810
				15. 工事請負費	17,615
計	698,245	20,556	718,801		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務 費	36,509	636	37,145	1. 報酬	636
計	733,195	636	733,831		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						文化会館営繕工事費 17,615 増
計	19,445				19,445	
	20,556			592	19,964	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 保健体育総務事務事業	636				636	保健体育事務 636
計	636				636	
	636				636	